

魚津市公告第13号

「センサーを活用した通学路安全確保サービス構築業務」に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和5年4月3日

魚津市長 村椿 晃

「センサーを活用した通学路安全確保サービス構築業務」に係る公募型プロポーザルを実施する。

公募の実施要領及び仕様書は別添のとおりとする。

本公告に関する問い合わせ先は以下のとおりとする。

魚津市 企画部 企画政策課 未来戦略室  
TEL0765-23-1133 FAX0765-23-1054  
Mail [planners@city.uzu.lg.jp](mailto:planners@city.uzu.lg.jp)

## センサーを活用した通学路安全確保サービス構築業務

### 公募型プロポーザル実施要領

#### 1 実施の目的

本市では令和3年3月に策定した第5次魚津市総合計画において、新たな時代にふさわしい多様なパートナーシップを活かし、先進的な技術を積極的に取り入れた持続的な成長を伴う「魚津モデルスマートシティ」の実現を目標に掲げています。本市の様々な地域課題に対して、デジタルの力を利用したサービスの提供とともに、副次的にデータを収集し、利活用することで市民生活の利便性向上や市内経済の活性化を図っていくこととしています。

本市が掲げる「魚津モデルスマートシティ」とは、SF映画のような未来技術に囲まれた世界ではなく、デジタル技術を道具として使うことで、一人ひとりが真に豊かな暮らしを実現できるまちであり、地域の課題から取り組みを考える「課題解決型」まちづくりです。

これらの目標実現に向けては、各分野において、持続可能な形での課題解決としていく必要があります。将来のまちの主役である子供達の安心安全な暮らしの確保は、まちの将来に向けて最も重要な観点であると考えことから本事業として通学の安全確保と少ない担い手になったとしても持続的に見守りを実施できる環境構築の両面を睨んだ事業としていきたいと考えます。

#### 2 業務の概要

- (1) 業務名 センサーを活用した通学路安全確保サービス構築業務
- (2) 業務内容 「センサーを活用した通学路安全確保サービス構築業務仕様書」のとおり。
- (3) 業務期間 契約日から令和6年3月22日（金）まで
- (4) 委託限度額 金4,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) 前払い金の有無 無

### 3 参加要件

本企画提案への参加は、単独企業又は共同企業体（J V）を問わない。ただし、共同企業体の参加の場合であっても、その全ての者が次に掲げる事項を全て満たしていることを要件とする。

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当する者ではないこと。

（２）魚津市契約規則（平成29年魚津市規則第4号）第3条に規定する競争入札参加資格者名簿（令和5・6年度魚津市物品購入等入札参加資格者名簿）に提案書提出日までに登録されていること。

※登録が必要な場合は、魚津市HPを参照のうえ、速やかに所定の手続きを終えてください。

<入札参加資格に関する担当課>

〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号

魚津市役所財政課 管財・契約検査係 TEL：0765-23-1088

（３）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225条）に基づく再生手続き開始の申立てをしている者ではないこと。

（４）魚津市税及び国税について滞納がないこと。魚津市に納税義務を有しないものにあつては、本店又は主たる営業所の所在地における市町村民税及び固定資産税を滞納していないこと。

（５）役員（法人の業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められるものを含む。）が魚津市暴力団排除条例（平成24年魚津市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団関係者でないこと。

（６）個人情報や企業情報等の情報セキュリティについて、社内ルールや法令遵守（コンプライアンス）の仕組みが整備されていること。

（７）過去5年以内に本事業と同様のサービス構築、業務支援及びデータ分析にかかる受注実績を1件以上有すること。

#### 4 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和5年4月12日(水)17時(必着)
- (2) 提出方法 別添の質問書(様式第5号)により、電子メールにて提出すること。  
。なお、メール送信後に担当部署(巻末に記載)まで電話連絡をすること。
- (3) 提出先 planners@city.uozu.lg.jp
- (4) 回答日 市HPで順次回答
- (5) 回答方法 質問者名を伏せて市HP上で回答  
※回答の内容は、本実施要領及び仕様書の修正とみなす。

#### 5 参加表明書の作成要領

- (1) 参加表明に必要な書類 ※全て原本を1部提出する。
  - ア 参加表明書(様式第1号)  
※支社などの委任先がある場合は、魚津市物品購入等入札参加資格申請の際に申請した受任者の氏名により提出すること。
  - イ 会社概要書(様式第2号)
- (2) 参加表明書の提出
  - ア 提出期限 令和5年4月17日(月) 17時(必着)
  - イ 提出先 担当部署(巻末に記載)
  - ウ 提出方法 上記提出先まで持参又は郵送

#### 6 企画提案書等の作成要領

- (1) 企画提案に必要な書類 ※全て10部提出とする。
  - ア 企画提案書提出届(様式第3号)  
※支社などの委任先がある場合は、魚津市物品購入等入札参加資格申請の際に申請した受任者の氏名により提出すること。
  - イ 企画提案書(参考様式第3号の1)  
A4サイズ30ページ以内とする。  
※参考様式第3号の1に記載された各設問に対する提案を行うこと。

※任意様式による作成を認めるが、以下の項目に合せた内容とし、作成ページ数は上限を超えないこと。

1. 実施方針

2. 実施体制

3. 工程計画

4. 業務への対応

4-1. センサーを活用した通学路安全確保サービス構築業務

4-1-1. 通学にかかる児童の位置情報提供サービス

4-1-2. 通学にかかる児童の位置情報データ分析

4-1-3. 通学にかかる児童の位置情報データ分析結果報告

4-2. 業務支援

4-3. オープンデータ等とのデータ連携

4-4. その他サイトとの連携用API検討

4-5. 運用保守

5. その他提案事項

ウ 参考見積書（押印のあるもの）（任意様式）

エ 業務実績書

（2）提出先 担当部署（巻末に記載）

（3）提出方法 上記提出先まで持参又は郵送

（4）提出期限 令和5年4月25日（火）17時（必着）

## 7 審査方法

プロポーザルの審査を次のとおり行い、最も評価の高い提案者を委託契約の優先交渉権者とする。

（1）プレゼンテーション及びヒアリングによる審査

企画提案書についてのプレゼンテーションを下記のとおり実施し、最も優れている提案を特定する。

① 実施予定日 令和5年5月9日（火）10：00開始（予定）

② プレゼンテーション内容

・プレゼンテーションの時間は1者当たり説明20分、質疑10分を目安とする。

※企画提案書以外の資料を用いてのプレゼンテーションは不可とする。

※本事業のプロジェクトマネージャがプレゼンテーションに参加すること。

※詳細は参加者あてに事前通知するものとする。

(2) 審査基準及び配点

評価基準		配点	
1	実施体制	5点	
2	実施方針	5点	
	工程計画	5点	
	センサーを活用した 通学路安全確保サー ビス構築業務	通学にかかる児童の位置 情報提供サービス	12点
		通学にかかる児童の位置 情報データ分析	23点
		通学にかかる児童の位置 情報データ分析結果報告	5点
	業務支援	5点	
	オープンデータ等とのデータ連携	5点	
	その他サイトとの連携用API検討	5点	
	運用保守	15点	
	その他提案事項	10点	
3	参考見積書の妥当性	5点	
合計		100点	

※ 「参考見積書の妥当性」は金額の適正さを評価するものであり、金額の低さを評価するものではない。

8 審査結果の通知

審査結果を書面により通知する。

※ 採点内容等については通知せず、結果のみを通知するものとする。

## 9 契約の締結

審査結果通知後、市と委託契約の優先交渉権者は契約締結に向けた協議を開始するものとする。原則として企画提案書に記載された項目を委託契約の仕様に反映するものとするが、本業務の目的達成のために必要がある場合は、協議により項目の追加、変更又は削除を行う場合がある。

委託契約の仕様を決定し、最終見積書の提出を受けて契約を締結するものとする。ただし、優先交渉権者との協議が整わない場合は、審査会で次点となった提案者を委託契約候補者として協議を行う。

## 10 企画提案書の無効（失格事項）

次のいずれかに該当するときは、その提案者を失格とする。

(1) 提案者が次のいずれかに該当するとき。

ア プレゼンテーション及びヒアリングに出席しなかったとき。

イ 虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。

(2) 提案書が次のいずれかに該当するとき。

ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。

イ 定められた作成形式又は記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。

ウ 参考見積りの金額（消費税及び地方消費税を含む）が契約上限金額を超過したとき。

## 11 その他留意事項

(1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は一切認めない。

(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。

(3) 提出書類は返却しない。

(4) 提出書類は、委託契約候補者特定以外には提出者に無断で使用しない。

(5) プロポーザルへの参加に係る一切の費用は、提出者の負担とする。

(6) 委託業務の全部もしくは主たる部分を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部に係る再委託についてあらかじめ市の承諾を得た場

合はこの限りではない。

12 日程

公告	令和5年4月3日（月）
質問受付締切り	令和5年4月12日（水）17時
参加表明書の受付締切り	令和5年4月17日（月）17時
企画提案書等受付締切り	令和5年4月25日（火）17時
審査会	令和5年5月9日（火）10：00開始（予定）
審査結果通知	令和5年5月10日（水）（予定）
契約締結	令和5年5月15日（月）（予定）
業務開始	契約締結日の翌日

13 担当部署（提出先・問合せ先）

〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号

魚津市役所 企画政策課 未来戦略室 担当 明石

T E L        0765-23-1133        メール    planners@city.uozu.lg.jp



センサーを活用した  
通学路安全確保サービス構築  
業務仕様書

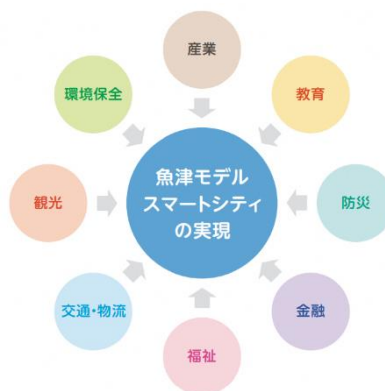
魚津市  
企画部企画政策課  
未来戦略室

## 1. 事業の概要と目的

### (1) はじめに

本市においては、人口減少、少子・高齢化社会が到来する中、インフラや社会保障への財政負担の増加や災害リスクの高まり、地域経済の縮小など、行政だけでは解決できない、前例のない様々な課題への対応が求められている一方で、IoT や AI 等の先進的な ICT という新たなツールの活用が可能であるにもかかわらず、十分に活用できていない状況です。

今後、持続可能なまちづくりを推進するためには、「あらゆる政策分野においてこれまでの施策を見直し、ICT・データを活用すること」、「行政だけで考えるのではなく、地域課題に関連する多様な主体と連携すること」が必要となっています。これらの取組を通じて、ICT・データの活用による行政経営の改革や、民間企業や大学等が保有する先進的な ICT 技術を積極的に活用し、「魚津モデルスマートシティ」実現を目指します。



### (2) 事業の目的

本市では令和3年3月に策定した第5次魚津市総合計画において、新たな時代にふさわしい多様なパートナーシップを活かし、先進的な技術を積極的に取り入れた持続的な成長を伴う「魚津モデルスマートシティ」の実現を目標に掲げています。本市の様々な地域課題に対して、デジタルの力を利用したサービスの提供とともに、副次的にデータを収集し、利活用することで市民生活の利便性向上や市内経済の活性化を図っていくこととしています。

本市が掲げる「魚津モデルスマートシティ」とは、SF映画のような未来技術に囲まれた世界ではなく、デジタル技術を道具として使うことで、一人ひとりが真に豊かな暮らしを実現できるまちであり、地域の課題から取り組みを考える「課題解決型」まちづくりです。

これらの目標実現に向けては、各分野において、持続可能な形での課題解決としていく必要があり、将来のまちの主役である子供達の安心安全な暮らしの確保は、まちの将来に向けて最も重要な観点であることから本事業として通学の安全確保と少ない担い手になったとしても持続的に見守りを実施できる環境構築の両面を睨んだ事業としていきたいと考えます。

### (3) 事業の概要

センサーを活用した通学路安全確保サービス構築事業に係る概要は下記のとおりである。  
なお、受注者は魚津市（以下「発注者」という）と十分協議したうえで実施すること。

『センサーを活用した通学路安全確保サービス』は、3つのコンセプトに基づいたサービスを提供し、将来のまちの主役である子どもたちの安心安全な通学の確保を目指します。

#### ① 子どもたちの登下校の安全を守る

子どもたちの通学路の安全確保に向け、児童の登下校にかかる位置情報をセンサーを用いて収集する。いつ、どのような道を選択しているのかといったデータを分析することで、通学実態について正確に把握し、通学の安全確保に貢献する。

#### ② 見守り活動を持続可能にする

持続的な通学の見守り活動実施に向け、通学に関するデータを分析することで、効率的な見守り活動が実施される。地域の見守り実施者の高齢化や見守りにかかる負担増大に対応した持続的な通学見守り活動が可能となる。

#### ③ センサーを使ってもっと便利にする

保護者の児童通学にかかる安心に資することを目的に個々の児童の位置情報の通知を行う。加えて、センサー付属ボタンの活用による児童からの位置情報強制通知を可能にするほか、保護者と児童の取り決めによって、センサー付属ボタンを活用し、児童からの居場所の通知やお迎え依頼等個別事情に即した連絡にも活用を促す。

## 2. 事業管理要件

### (1) 事業の期間

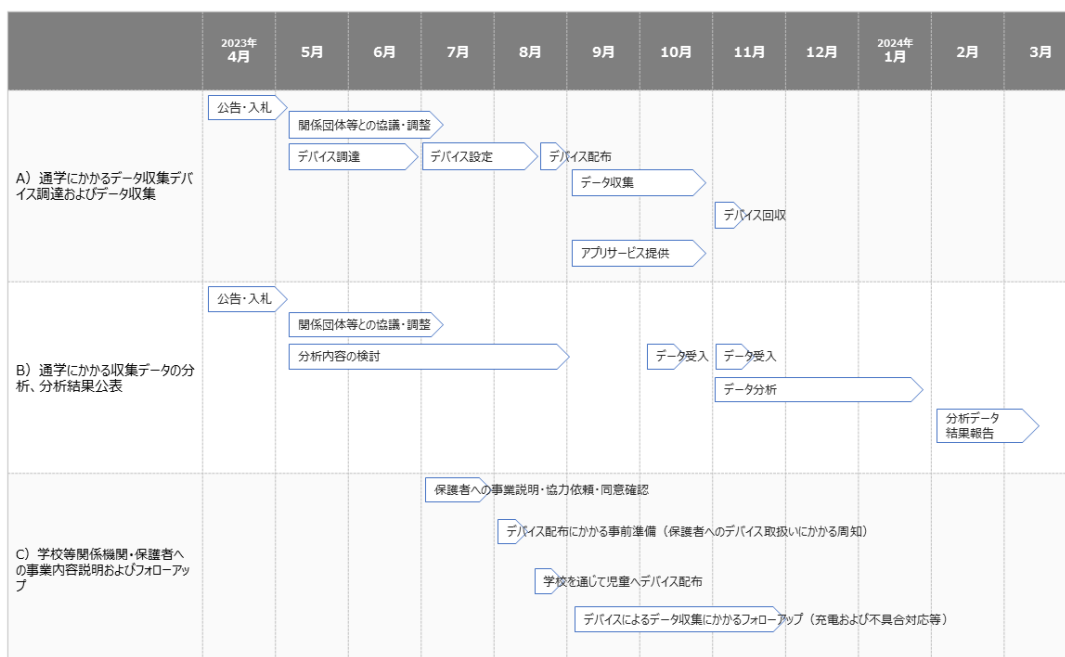
#### ① 実施期間

契約締結日から令和6年3月22日まで

## (2) スケジュール概要

- ① 位置情報取得デバイス調達・設定  
 調達 7月15日まで  
 設定 8月25日まで
- ② デバイス配布およびアプリケーション提供開始  
 8月28日
- ③ データ収集・フォローアップ  
 9月1日以降
- ④ データ分析  
 2月15日まで
- ⑤ 分析データ公開  
 2月15日以降
- ⑥ 保護者・学校関係者向け説明会  
 5月以降随時

### スケジュール概要



### (3) 事業実施計画

#### ① 計画の策定

本仕様書に基づき、全体計画（全体概要図を含む）、事業実施体制、事業管理方法、スケジュール、WBS等を事業実施計画書として契約後1週間以内に作成し、発注者に提出すること。

#### ② 計画の承認

契約締結後10営業日以内にキックオフミーティングを開催し、事業実施計画の承認を得ること。

### (4) 実施体制

#### ① 各主体の役割

##### 1. 発注者の役割

- (ア) 業務に係る作業全体の取りまとめ
- (イ) 受注者との連携による各種調整
- (ウ) 設計に必要な各種条件等の提示

##### 2. 受注者の役割

- (ア) プロジェクト管理（進捗管理、品質管理、課題・リスク管理等）
- (イ) 設計及び業務の実施
- (ウ) 機器等の調達
- (エ) 各種テストの実施
- (オ) データ分析
- (カ) データ分析結果報告

#### ② 実施体制要件

1. 本事業を遂行させるために十分な事業実施体制を確保したうえで、連絡窓口及び責任者を明示した事業実施体制表を提出すること。
2. 本事業を主に管理・推進するプロジェクトリーダーを設置すること。
3. プロジェクトリーダーは、契約締結後から納品が完了するまでの期間、本事業の進行管理を実施し、発注者の求めに応じて随時進捗状況等を報告すること。
4. 事業実施体制の変更が生じた場合には、すみやかに変更内容を記載した書面をもって報告し、事前に発注者の承認を得ること。なお、担当者の異動が発生する場合には、後任の担当者に対して、本事業に支障をきたさないよう十分に業務の引継を行うこと。

## (5) 進捗・課題管理

### ① 会議の開催

1. 定例会を月 1 回以上開催すること。
2. キックオフミーティング並びにクロージングミーティングを開催すること。
3. 会議用資料等は原則、受注者が作成し、必要部数を用意すること。なお発注者から資料の訂正要望があった場合はすみやかに対応すること。

### ② 会議の記録

1. 各種会議の記録は、原則として 3 営業日以内に受注者が作成し、発注者の承認後に押印したものを提出すること。

### ③ 進捗管理

1. 事業実施計画スケジュールならびに WBS に基づき、進捗管理を実施すること。
2. WBS については発注者と協議の上、随時更新を行うこと。
3. 定例会にて進捗状況を報告すること。

### ④ 課題の管理

1. 課題管理表等を作成し、課題管理を実施すること。
2. 重篤な障害等が発生した場合はすみやかに発注者へ報告すること。
3. 定例会にて課題と対応状況を報告すること。

## (6) センサーを活用した通学路安全確保サービス構築業務

センサーによる通学実態データ分析を行い、将来のまちの主役である子供達の安心安全な通学の確保と見守り活動の最適化を図る。

センサーによって収集された児童の登下校にかかるデータ分析から、見守り活動の最適化を行うことで、将来的に予測される担い手不足や見守りにかかる負担増大に対応する。

また、児童位置情報のスマートフォンアプリ利用による保護者への通知やセンサー付属ボタン活用による位置情報強制通知、保護者と児童の取り決めによるセンサー付属ボタンの付加的な活用等、日常の保護者の安心に資する。

### ① センサーを活用した通学路安全確保サービス

#### 1. 通学にかかる児童の位置情報提供サービス

- (ア) 位置情報取得デバイスにより収集した位置情報により、登下校時のこどもの位置情報が把握できること。

- (イ) 保護者等に Web 形式またはスマートフォン用アプリケーションを利用し、子どもの位置情報の通知を行うこと。
- (ウ) センサー付属ボタンの活用による児童からの位置情報強制通知を可能にすること。
- (エ) 保護者と児童の取り決めによって、センサー付属ボタンを活用し、児童からの居場所の通知やお迎え依頼等個別事情に即した連絡といった付加的な利益提供ができること
- (オ) 本サービスの継続利用希望にこたえるため、保護者からサービス利用にかかる料金を徴収することができるビジネスモデルを備えること。
- (カ) 位置情報取得デバイスおよびスマートフォン用アプリケーションにかかる個別仕様については、別紙を参照すること。

## 2. 通学にかかる児童の位置情報データ分析

- (ア) 位置情報取得デバイスによって収集された児童の通学にかかるデータ（移動実態、密集度等）を可視化すること。
- (イ) 分析にかかる児童の通学にかかるデータの可視化にあたっては、個人が特定されないよう特に注意し、データの取扱いには万全を期すこと。
- (ウ) 自宅と想定する場所の周囲 50 メートル以内と判断されるデータについては、受注者において、データを加工し、個人の特定につながらないようにすること。
- (エ) 学校休業日である土日祝日等についてはデータ分析の対象とはしないこと。
- (オ) 通学路安全点検により認知された危険箇所付近の通学実態を把握すること。
- (カ) 市より提供する各種情報を関連させたデータ分析とすること。
- (キ) 地域住民や関係機関による通学時の見守り活動の負担軽減に向け、時間経過や天候等を加味した通学実態の変化について分析を行うこと。
- (ク) その他有効と考えられるデータ分析について発注者と検討を行うこと。

## 3. 通学にかかる児童の位置情報データ分析結果報告

- (ア) デバイスからの取得情報並びに魚津市 IoT プラットフォームのデータを活用し、データ解析結果を報告すること。またデータ解析結果を元に事業協力者への結果報告書を作成すること。
- (イ) 発注者の了承後、事業協力者への結果報告書を必要部数納品すること（PTA、交通安全協会等への配布を予定）。
- (ウ) 発注者の求めに応じて事業協力者等への結果報告会に同席すること。
- (エ) 事業実施結果を元に、地域連携事業推進のための現状把握から問題解決までのスキームの構築を発注者と検討すること。

(オ) 上記の検討結果を元に事業全体結果報告書を作成し、発注者の了承を得ること。

## **(7) 業務支援**

### **① 説明会支援**

1. 発注者からの求めに応じて発注者が開催する事業協力者並びに関係部署への説明会に同席すること。

### **② デバイス配布用資料の作成**

1. 事業協力者に配布する説明資料を提示すること。

### **③ デバイス配布管理**

1. より有益なデータ収集ができるようデバイス配布方法を発注者へ提案すること。
2. 発注者の承認後、当該配布方法を実施し、事業協力者の募集支援を行うこと。
3. 配布を促進するための保護者向けおよび学校関係者向け説明会の実施支援を行うこと。
4. 発注者の指示に基づき事業協力者の取りまとめを実施すること。
5. 事業協力者取りまとめ結果をもとに、各小学校等へのデバイスの納品支援を行うこと。
6. 必要に応じてデバイス取扱説明書も併せて納品すること。
7. 位置情報取得デバイスは発注者が管理する。ただし発注者からの指示のもと、デバイス管理状況一覧を作成すること。

## **(8) オープンデータ等とのデータ連携**

### **① 事業関連市保有のオープンデータセットアップ**

1. 本事業に関連する市保有のオープンデータについて、利用できるようセットアップに向けた調整を実施すること。
2. 対象となる情報の選定については、発注者と協議を行い決定すること。

## **(9) その他サイトとの連携用 API 検討**

その他サイトとの連携を含めたデータ連携の有益性、実現可能性について発注者と協議を行うこと。



## (10) 運用保守業務

### ① 障害発生時の対応手順の検討

1. 障害発生時の連絡体制、対応時の役割分担および一次切り分け手順等を検討すること。

### ② 各種運用・保守マニュアルの作成

1. 運用・保守に必要となる各種マニュアルを整備し、発注者の承認を経た上で納品すること。
  - (ア) 位置情報取得デバイス、スマートフォン用アプリケーションおよび管理用サイト操作手順書
  - (イ) 位置情報取得デバイス設定手順書
  - (ウ) 障害発生対応マニュアル
2. その他、本システムの運用を実施するために必要となるマニュアルについては発注者、受注者協議の上、受注者が作成すること

### ③ 管理者向け機能の付与

1. 必要に応じて、位置情報取得デバイス状況（最終動作日時、デバイス正常 or 異常、バッテリー残量等）を管理することができる機能を備えること。
2. 本機能は、365日24時間利用可能とすること。
3. 管理用UIはWeb形式で提供すること。
4. 管理者の登録・変更・削除を行えること。
5. GUIにて利用ユーザの登録・変更・削除・アクセス権限設定が行えること。
6. 利用情報に関する各種ログをCSV形式で出力できること。
7. デバイス単位でデータ蓄積の有効・無効を変更できること。
8. 操作性、システム管理の効率化を考慮されていること。
9. 設定及び管理画面、その他利用者(ユーザ、システム管理者)が使用するインターフェースは、原則として日本語であること。
10. UI設計においてはデザイン案を提示し、発注者と協議の上、決定すること。

## (11) 成果物

以下の成果物を、契約期間満了日までに遅滞なく納品すること。また可能なものは電子媒体でも納品すること。

### センサーを活用した通学路安全確保サービス構築業務

① 事業実施計画書	1 部
② 運用保守計画書	1 部
③ 議事録	1 部
④ 会議資料一式	1 部
⑤ センサーを活用した通学路安全確保サービスシステム要件定義書	1 部
⑥ センサーを活用した通学路安全確保サービスシステムテスト計画書	1 部
⑦ センサーを活用した通学路安全確保サービスシステム操作手順書	1 部
⑧ 位置情報取得デバイス設定手順書	1 部
⑨ 障害発生対応マニュアル	1 部
⑩ 業務進捗支援ドキュメント一式	1 部

## (12) その他

本仕様書に定めのない事項については、発注者及び受注者双方協議して定めるものとする。

仕様内容等契約事項に変更が生じた場合は、その都度協議するものとする。

# 個別機器およびアプリケーション仕様書

## 1 業務名

センサーを活用した通学路安全確保サービス委託事業

## 2 期間

契約締結日から令和6年3月22日まで

## 3 内容

児童・生徒の位置情報取得にかかるデバイスおよびスマートフォン用アプリケーションの仕様は概ね次のとおりとする。

### (1) 位置情報取得デバイス

#### ① 機器仕様

(ア) サイズ：50×50×25 (mm) 以内

(イ) 重さ：60 g 以内

(ウ) 測位方法：高い位置精度が確保できること (GPS、Wi-Fi、SBAS、携帯基地局、加速度センサー等)

(エ) 通信方式：LTE-M (Cat. M1)

(オ) 通信エリア：児童生徒の通学にかかる範囲がカバーされていること

(カ) 位置情報更新頻度：90秒以内に対応していること

(キ) 電源：充電式内蔵電池

(ク) 電池容量：1000mAh以上

(ケ) 稼働時間：1日2時間の稼働で14日以上

(コ) 充電方式：USB Type-C

(サ) 充電時間：満充電まで5時間以内

(シ) 防水防塵・耐衝撃性：IP55以上

(ス) 使用環境：-10℃～50℃

(セ) 付属品：充電用コネクタ

(ソ) その他

- ・加速度センサー等による電源オフ機能が搭載されていること
- ・ボタンによる現在地発信ができること

### (2) スマートフォン用アプリケーション

#### ① アプリケーション仕様

(ア) 対応OS：iOS12以降及びAndroid10以降のバージョンにおいて動作すること

(イ) アプリ入手：iOSの場合はAPP Store、AndroidOSの場合はGoogle Play Store から無償で入手が可能であること

(ウ) セキュリティ：位置情報取得デバイスの情報アクセスに認証コードシステムを採用すること

(エ) アプリ提供機能

- ・位置情報取得デバイスによる情報取得結果が確認できること
- ・任意に指定する箇所・エリアの登録が可能であること
- ・複数人による見守りが可能であること
- ・複数デバイスを同時に見守ることができること
- ・子どもの現在地までの経路や、周辺環境の確認ができること
- ・過去90日間の移動履歴が確認できること

(オ) アプリ通知機能

- ・デバイス付属ボタン押下時に現在地が通知されること
- ・設定済み行動範囲を越えた場合に通知がされること
- ・電池切れ前に、充電タイミングが通知されること

#### 4 納品物

(1) 位置情報取得デバイスおよびスマートフォン用アプリケーション 一式

(2) ドキュメント 1部

- ① 作業スケジュール
- ② 物品等に関するもの：調達物件一覧、デバイス仕様書および取扱いマニュアル
- ③ 保守体制図

以上

(様式第1号)

センサーを活用した通学路安全確保サービス構築業務  
公募型プロポーザル 参加表明書

魚津市長 村椿晃 へ

事業所名

代表者名

印

標記業務の公募型プロポーザルに参加します。

事業所名	
代表者	
所在地	
担当者	
電話	
Eメール	

※令和5年4月17日(月)17時までに提出して下さい(必着)。

※共同企業体での申請の場合は、代表となる企業について記載ください。

※審査の詳細については改めてご連絡します。

担当者：〒937-8555 富山県魚津市积迦堂一丁目10番1号  
魚津市企画政策課未来戦略室 明石  
TEL：0765-23-1133 FAX：0765-23-1054  
Mail：planners@city.uzu.lg.jp

会 社 概 要 書

事 業 所 名		
本 社 所 在 地		
会 社 設 立 年 月		
資 本 金		
事 業 所 数		
株 式 上 場 の 有 無	あり ・ なし	
社 員 数	技 術 系	名
	事 務 系	名
	合 計	名
その他 (技術者の有資格者数)		

※共同企業体の場合は下記に構成企業名を記載してください。


※ 令和 5 年 4 月 1 日時点の情報を記入してください。

※ 共同企業体での申請の場合は、代表企業の概要を上表に記載してください。

(様式第3号)

企 画 提 案 書 提 出 届

(企画提案者)

〒            —

住    所

事業所名

代表者名

印

業 務 名 : センサーを活用した通学路安全確保サービス構築業務

履行期限 : 契約締結の日から令和6年3月22日まで

標記業務について、企画提案書を提出します。

令和    年    月    日

魚津市長 村 椿    晃    あて

(連絡担当者) 担当部署

氏    名

F A X

E-mail

# 企画提案書

※以下の項目に合せて作成すること。

## 1. 実施方針

○本事業を推進するにあたってどのような方針にて実施するかを説明してください。

## 2. 実施体制

○事業体制について、図表を用いて説明してください。

## 3. 工程計画

○事業実施スケジュールについて、図表を用いて説明してください。

## 4. 業務への対応

### 4-1. センサーを活用した通学路安全確保サービス構築業務

#### 4-1-1. 通学にかかる児童の位置情報提供サービス

○提案する位置情報取得デバイスの位置情報収集の優位性および付加価値的な活用の有無について説明してください。

○保護者等への子どもの位置情報の通知の方法について説明してください。

○本サービス継続利用にかかるビジネスモデルについて説明してください。

#### 4-1-2. 通学にかかる児童の位置情報データ分析

○実施を予定するデータ分析方法について説明してください。

○収集された児童の通学にかかるデータの可視化方法について説明してください。

○児童の通学にかかるデータの取扱い（個人を特定しない方法、学校休業日の取扱い等）について説明してください。

○その他有効と考えられるデータ分析について説明してください

#### 4-1-3. 通学にかかる児童の位置情報データ分析結果報告

○予定する結果報告内容について説明してください。

### 4-2. 業務支援

○本業務を円滑に実施するために実施を予定する支援内容について説明してください。

### 4-3. オープンデータ等とのデータ連携

○本事業を実施するにあたり有効と思われる市保有データおよび市以外に保有されるデータの情報連携による活用によって期待される効果について説明してください。

○本事業によって収集されたデータの一般公開の方法（魚津市 IoT プラットフォームの活用が望ましい）および第三者による活用に向けたデータの調製について説明してください。

### 4-4. その他サイトとの連携用 API 検討

○その他サイトとの連携を含めたデータ連携の有益性、実現可能性について説明してください。

### 4-5. 運用保守

○障害発生時の対応について説明してください。

○各種運用・保守マニュアルの作成について説明してください。

○管理者向け機能付与の必要性有無および実装の可能性について説明してください。

## 5. その他提案事項

○本事業は将来のまちの主役である子供達の安心安全な暮らしの確保し、少ない担い手になったとしても持続的に見守りを実施できる環境構築を目的に実施するものであるが、本事業の将来展望について、発展性や拡張性等の独自の提案を説明してください。



業務実績書

事業名	発注者	業務内容	契約期間
			年 月～ 年 月

- ※1 センサーを活用した通学路安全確保サービスと同様のサービス構築、業務支援及びデータ分析にかかる受注実績を記入してください。
- ※2 受注実績（過去5年）として業務完了前のものの記載も可とします。
- ※3 業務内容は、主になる業務内容を記入してください。
- ※4 記入欄が不足する場合は、複写して作成してください。

(様式第5号)

センサーを活用した通学路安全確保サービス構築業務に係る  
公募型プロポーザル 質問票

質問概要	
内容	
事業者名	
代表者	
所在地	
担当者	
電話	
Eメール	

※受付期間は令和5年4月12日(水)午後5時までです。

※受け付けた質問は、質問者名を伏せて順次市HP上で回答します。

担当者：魚津市企画政策課未来戦略室 明石

TEL：0765-23-1133 FAX：0765-23-1054

Eメール：planners@city.uozu.lg.jp